

木古内町国民健康保険病院経営強化プラン(案)概要版

計画策定の趣旨

木古内町病院事業において、継続して安定した医療を提供していくためには、健全な事業運営が不可欠であることから、総務省によって作成された「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン（以下「公立病院経営強化ガイドライン」）」に沿って本プランを策定するものです。「公立病院経営強化ガイドライン」では大きく分けて右の内容を記載することとされています。

- (1) 役割・機能の最適化と連携の強化
- (2) 医師・看護師等の確保と働き方改革
- (3) 経営形態の見直し
- (4) 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組
- (5) 施設・設備の最適化
- (6) 経営の効率化等

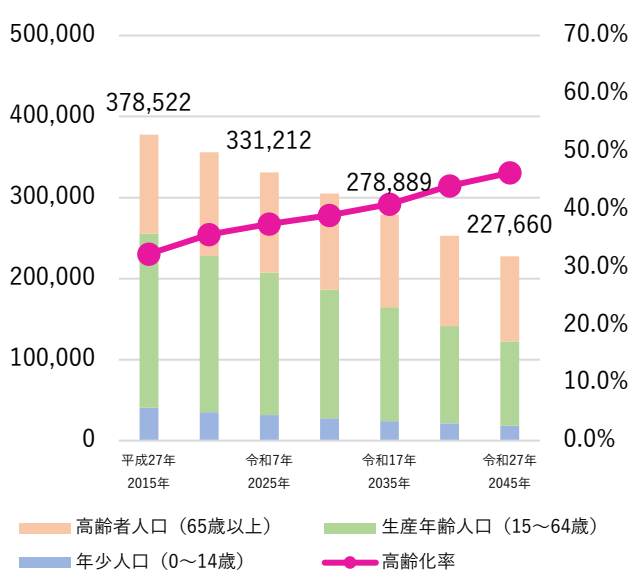
本計画の期間

本計画の計画期間は、公立病院経営強化ガイドラインの要請に基づき、策定年度から令和9（2027）年度までの計画とします。

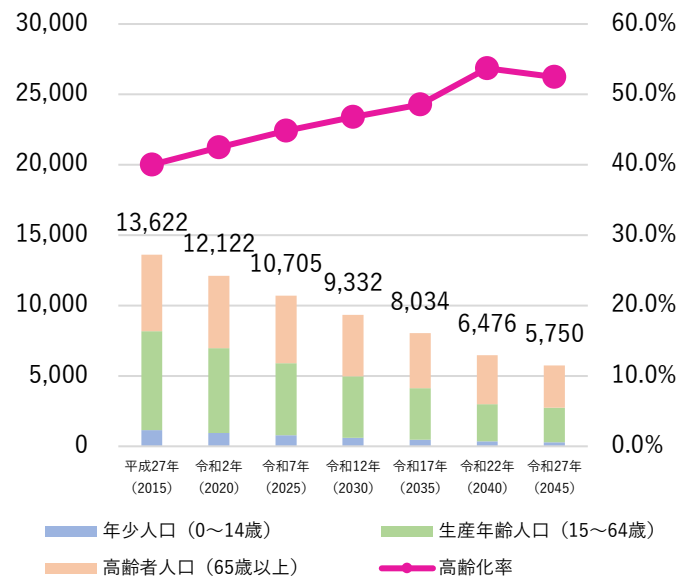
二次医療圏の概要

南渡島医療圏は、函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町の2市・7町で構成されています。

(人) 南渡島医療圏の人口予測



診療圏人口予測 (木古内町・知内町・福島町)



南渡島医療圏における必要病床数

南渡島医療圏については、病床再編が進んでいない状況となっています。急性期が823床、慢性期が476床多く、回復期は900床少ない状況です。(単位: 床)

	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	合計
令和3 (2021) 年時点の病床数	836	2,582	718	1,371	5,507
令和7 (2025) 年	585	1,759	1,618	895	4,857
必要病床数との差	251	823	▲900	476	650

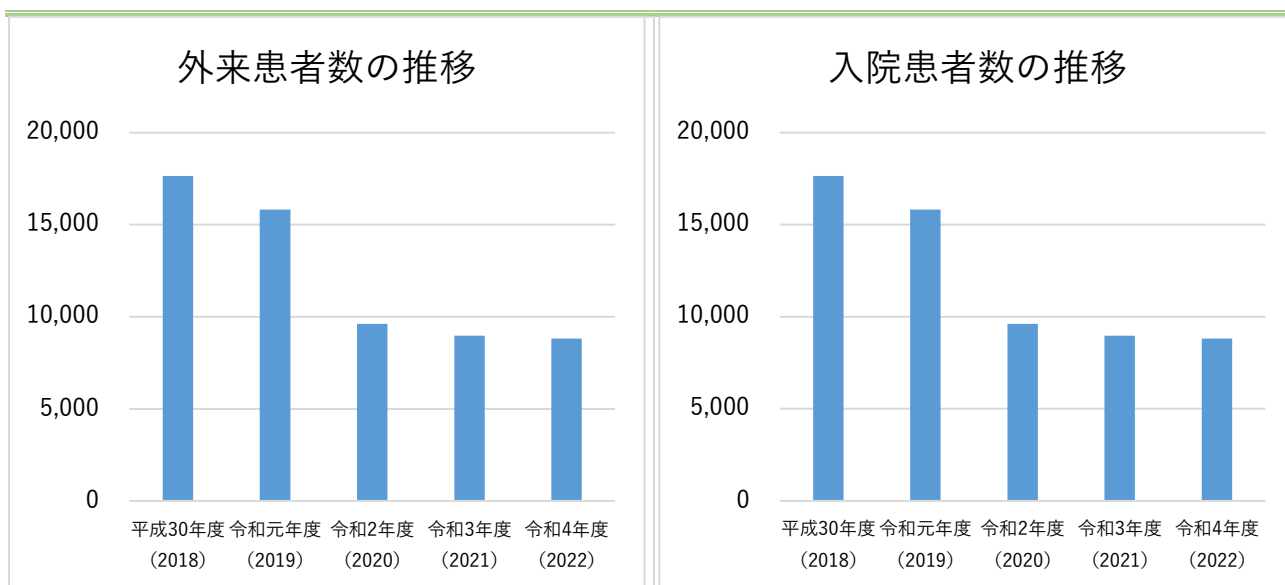
病院の概況

当院は、昭和31（1956）年に16床を有する木古内町国民健康保険診療所として開設し、昭和33（1958）年に42床へ増床、昭和34（1959）年に木古内町国民健康保険病院として開設し、54床へ増床となりました。昭和36（1961）年には66床へ増床、昭和39（1964）年には90床へ増床、昭和48（1973）年には181床へ増床、昭和51（1976）年には210床へ増床、昭和52年（1977）年には225床へ増床、昭和55年（1980）年には255床へ増床となりました。

その後、昭和59（1984）年に249床へ減床、平成6（1994）年に179床へ減床、平成7（1995）年に150床へ減床、平成12（2000）年に141床へ減床、平成20（2008）年に99床へ減床し、現在に至ります。

現在は、当町唯一の入院施設を有する病院として、地域医療を守るため救急医療などの不採算医療の提供及び、木古内町特別養護老人ホーム「いさりび」の協力医療機関としての提携、訪問医療・訪問看護・訪問リハビリ・デイケア等介護保険事業や疾病予防にも力をいれており、重要な役割を担っています。

患者数の状況



木古内町国民健康保険病院の経営状況

(単位：千円)

	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
総収益	1,395,949	1,353,889	2,010,993	2,255,151	2,054,391
総費用	1,430,083	1,382,288	1,353,937	1,468,552	1,358,934
損益	▲34,134	▲28,399	657,056	786,599	695,457
経常収支比率	100.0	97.5	149.1	153.1	151.0
修正医業収支比率	70.9	66.1	56.2	53.0	59.3

地域医療構想を踏まえた当院の果たすべき役割

当院は、平成26（2014）年8月1日付けで、日本病院機能評価機構の認定病院となり、日々医療の質と患者サービスの向上に努めながら、基本理念である「保健・医療・福祉の連携により住民の幸せに貢献します」を念頭に、医療と介護が一体となった運営を心がけてきました。

常勤医師2名の採用により、24時間体制の夜間診療の再開や訪問看護をはじめとした住民のニーズに対応する医療の提供を図るとともに、平成17（2005）年度に北海道が策定した「自治体病院広域化・連携構想」での位置付けが、現在も医療圏域におけるサブ医療圏の中核病院として当病院が求められていることから、渡島西部地区における基幹病院として1.5次医療を今後も展開していきます。

また、令和7（2025）年度における当病院の具体的な将来像は、地域包括ケアシステムの構築及び地域医療構想の推進を図るため、在宅医療・介護連携推進事業の実施を通じて、医師や居宅事業所等との連携を図りながら、住民に対する相談支援や医療・介護関係者による多職種連携に関する研修会を開催するなど、在宅医療・介護サービスの提供体制の構築を推進します。

- ・木古内町の医療を提供する地域密着型病院
- ・医療政策・社会の変化に対応する病院
- ・病院経営の安定
- ・地域完結型医療
- ・災害医療
- ・へき地医療
- ・糖尿病医療

組織・体制・マネジメントの強化

組織・体制・マネジメントの強化を図るため、下記の取り組みを行います。

- ・職員が誇りとやりがいを持ち働きやすい病院
- ・医師の働き方改革への対応
- ・医療職の確保に関する取組

経営形態の見直し

公立病院の経営形態である「地方公営企業法全部適用」、「地方独立行政法人」、「指定管理者制度」及び「民間譲渡」について、「公共性の確保」「経済性の確保」「円滑な移行の確保」の視点から比較・検討を行います。

比較した3つの経営形態にはそれぞれ一長一短があり、見直しの方向性については本プランの進捗状況や、公立病院を取巻く医療環境の動向などを見極めながら慎重に検討を進める必要があります。

新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組

新型コロナウイルス感染症など新興感染症等は、発生時期、感染力、病原性などについて、事前に予測することが困難ではありますが、新興感染症等の発生後、速やかに対応ができるようあらかじめ準備をしておくことが重要となります。

感染防護具等の備蓄、感染管理の専門人材の育成や院内感染対策の徹底などを継続的に取り組みます。また、感染拡大時においては、病室切り替え等で感染症患者の一時受入体制の整備など、限られた医療資源を最大限に活用し、感染拡大防止に努めます。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に対しても、検査体制の強化や発熱外来の常設などにより、地域住民が安心して暮らせるように医療体制の継続的な整備に努めます。

施設・設備の最適化

木古内町国民健康保険病院は、平成22（2010）年に全面移転新築後、12年が経過していますが、耐用年数まで時間があるため、施設の維持管理及び修繕を自主的に管理し、計画的・効率的に行う事によって、維持管理費・修繕費を平準化し、建物に掛かるトータルコストを縮減します。また、改築を伴う病床機能変更を行う際には計画的に進めます。

経営の効率化等

経営の効率化を進めるにあたり、本計画期間における主な経営指標の目標を次のとおり設定し、この目標の達成に向けた具体的な取り組みを設定します。

	令和4年度 (2022) (実績)	令和5年度 (2023) (見込み)	令和6年度 (2024) (目標)	令和7年度 (2025) (目標)	令和8年度 (2026) (目標)	令和9年度 (2027) (目標)
経常収支比率	151.1%	89.9%	81.5%	90.0%	95.0%	100.0%
修正医業収支比率	59.3%	55.4%	61.6%	65.0%	68.0%	70.0%

住民の理解

本計画における当院の機能の見直しについては、住民の理解と納得が必要です。人口の減少と高齢化が進む中で、限られた財源の中で、町民の命と健康を守るために町民のニーズに合った、よりよい医療提供に取り組んでいく必要があります。

当院の現状とこれからの取り組みについて情報を共有し、住民への理解と納得を求めていくものとします。

計画の推進と進捗管理

有識者による既存の「木古内町病院事業運営委員会で点検・評価を行い、その結果を公表します。また、本計画で掲げた経営指標に係る数値目標の達成が著しく困難であると認めるときは、本計画全体を見直し、大幅な改定を行うこととします。

公表の方法は、木古内町及び木古内町国民健康保険病院ホームページ等で行います。